

議案第20号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 幕別町固定資産評価審査委員会条例(昭和26年11月28日条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨

(4) 理由

(幕別町税条例の一部改正)

第2条 幕別町税条例（昭和30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(幕別町情報公開条例の一部改正)

第3条 幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(審理員による審理手続きに関する規定の適用除外)

第15条 第10条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第22条を第25条とし、第21条の2を第24条とし、第21条を第23条とし、第17条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条第1項を次のように改める。

第16条第1項及び幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）第21条第1項の規定による諮問について審議を行うほか、次に掲げる事項を審議するため、審査会を置く。

(1) 情報公開及び個人情報の保護に係る重要事項

(2) 行政不服審査法第81条第1項の規定による権限に属せられた事項

第16条第6項中「不服申立人、」を「審査請求人、参加人又は諮問をした」に改め、同条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(審査会への諮問)

第16条 第10条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決すべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、幕別町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提

出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(幕別町個人情報保護条例の一部改正)

第4条 幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第21条 第18条第1項の規定による決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は適用しない。

第30条を第32条とし、第22条から第29条までを2条ずつ繰り下げ、第21条の次に次の2条を加える。

(審査会への諮問)

第22条 第18条第1項の規定による決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決すべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、幕別町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反

対意見書が提出されている場合を除く。)

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正請求等の全部を認容して訂正又は利用停止をすることとする場合（当該保有個人情報の訂正又は利用停止について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第23条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る第18条第1項の規定による決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(幕別町保育料条例の一部改正)

第6条 幕別町保育料条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「60日」を「3月」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「申立て」を「審査請求」に改める。

(幕別町保育条例の一部改正)

第7条 幕別町保育条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「60日」を「3月」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「申立て」を「審査請求」に改める。

（幕別町立学童保育所条例の一部改正）

第8条 幕別町立学童保育所条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「60日」を「3月」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う適用区分）

2 第1条の規定による改正後の幕別町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

（幕別町情報公開条例の一部改正に伴う適用区分）

3 第3条の規定による改正後の幕別町情報公開条例第15条から第18条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた幕別町情報公開条例第10条第1項の規定による決定に係る審査請求について適用し、施行日前にされた決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（幕別町個人情報保護条例の一部改正に伴う適用区分）

4 第4条の規定による改正後の幕別町個人情報保護条例第21条から第23条までの規定は、施行日以後にされた幕別町個人情報保護条例第18条第1項の規

定による決定に係る審査請求について適用し、施行日前にされた決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う適用区分)

- 5 第5条の規定による改正後の幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度分の報告から適用する。

(幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日前にされた不利益処分についての不服申立てであって、施行日以後に幕別町公平委員会にされた申立てに係る業務の報告については、なお従前の例による。

(幕別町保育料条例の一部改正に伴う適用区分)

- 7 第6条の規定による改正後の幕別町保育料条例第8条の規定は、施行日以後にされた幕別町保育料条例第5条の規定による決定に係る審査請求について適用し、施行日前にされた決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(幕別町保育条例の一部改正に伴う適用区分)

- 8 第7条の規定による改正後の幕別町保育条例第8条の規定は、施行日以後にされた幕別町保育条例第5条の規定による決定に係る審査請求について適用し、施行日前にされた決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(幕別町立学童保育所条例の一部改正に伴う適用区分)

- 9 第8条の規定による改正後の幕別町立学童保育所条例第12条の規定は、施行日以後にされた幕別町立学童保育所条例第6条、第8条、第10条及び第11条の決定に係る審査請求について適用し、施行日前にされた決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。